

3 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育



幼稚園、小・中学校、高等学校等では、通常の学級を含め、学校全体で特別支援教育に取り組んでいます。それを推進するために特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置、個別の教育支援計画等の作成・活用など校内支援体制の整備に努めています。

小・中学校では、障害の状態に応じ、特別な場での教育を受ける必要がある児童生徒には、特別支援学級や「通級による指導」での指導等、多様な学びの場での指導を行っています。

また、通常の学級に在籍する特別な指導・支援を必要とする児童生徒には、特別支援学校で行われている自立活動の内容等を参考にし、その状態に応じた適切な指導や支援をしています。



特別支援教育コーディネーター

- 保護者からの相談窓口
- 校内・校外との連絡・調整

校内委員会

- 実態把握
- 校内研修の実施
- 個別の教育支援計画等の作成

関係機関

医療、保健、福祉、労働、特別支援学校、相談機関 等

岡山県教育委員会では、市町村教育委員会や教職員向けのリーフレットを作成し、連続性のある多様な学びの場のさらなる充実に取り組んでいます。



3-(1) 幼稚園等における特別支援教育の様子

発達障害等の可能性のある幼児を的確に把握し、個に応じた指導・支援を早期から適切に開始することにより、特別な支援を必要とする幼児の集団への適応力を高め、就学後の学校において落ち着いて学習に取り組めるようにしています。

また、岡山盲学校には「たんぼぼ親子教室」、岡山聾学校には「乳幼児教室」が設置されており、早期から障害のある幼児の支援を行っています。



園内での研修会

3-(2) 小・中学校の通常の学級における特別支援教育の様子

通常の学級に、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している場合には、一人一人の特性に応じた指導が求められています。その際、授業に集中しやすい学習環境を整えたり、どの児童生徒も活躍し、発言できる場面を設定したりしています。また、特別な支援を必要とする児童生徒だけではなく、全ての児童生徒に分かりやすい授業を目指しています。



小学校（がんばりの視覚化）



中学校（学習活動の流れなどが示された板書）

3-(3) 小・中学校の「通級による指導」の様子

「通級による指導」（通称、「通級指導教室」）では、言語障害、情緒障害、聴覚障害、学習障害、自閉症、注意欠陥多動性障害など、通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒が、大半の授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じて週1～8時間の自立活動の指導を個別又は少人数で受けています。



小学校における通級による指導



中学校における通級による指導

3-(4) 小・中学校の特別支援学級の様子

小・中学校の特別支援学級では、障害の程度が比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しながら指導をしています。障害の種類に応じて、次の特別支援学級を設置しています。

- 弱視特別支援学級
- 難聴特別支援学級
- 知的障害特別支援学級
- 肢体不自由特別支援学級
- 病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級を含む）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級



知的障害特別支援学級



病弱・身体虚弱特別支援学級
（院内学級）

県内のいくつかの病院には院内学級が設置され、入院中の児童生徒が学習できるようにしています。

3-(5) 高等学校における特別支援教育の様子

高等学校では、中学校との情報の引継ぎ、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり、進路を見据えた指導・支援を行い、校内支援体制の充実を図っています。また、平成30年度から、特別支援学校の領域である「自立活動」を取り入れた「通級による指導」を行っている学校があります。



通級による指導



関係機関と連携した移行支援会議

4 交流及び共同学習の充実



誰もがお互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現、地域での豊かな生活の実現のため、交流及び共同学習を推進しています。中でも、特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校で、その学校に在籍する児童生徒と共に学習を行う居住地校交流は、居住する地域での豊かな生活の実現に向けても大切な活動です。岡山県教育委員会では、地域の仲間としてのつながりをより強めるため、居住地の小・中学校に「交流籍」を設け、本人・保護者の合意の下、交流籍を活用した居住地校交流を進めています。

岡山県教育委員会では、特別支援学校や小・中学校の保護者向けのリーフレットを作成し、居住地校交流の充実に取り組んでいます。



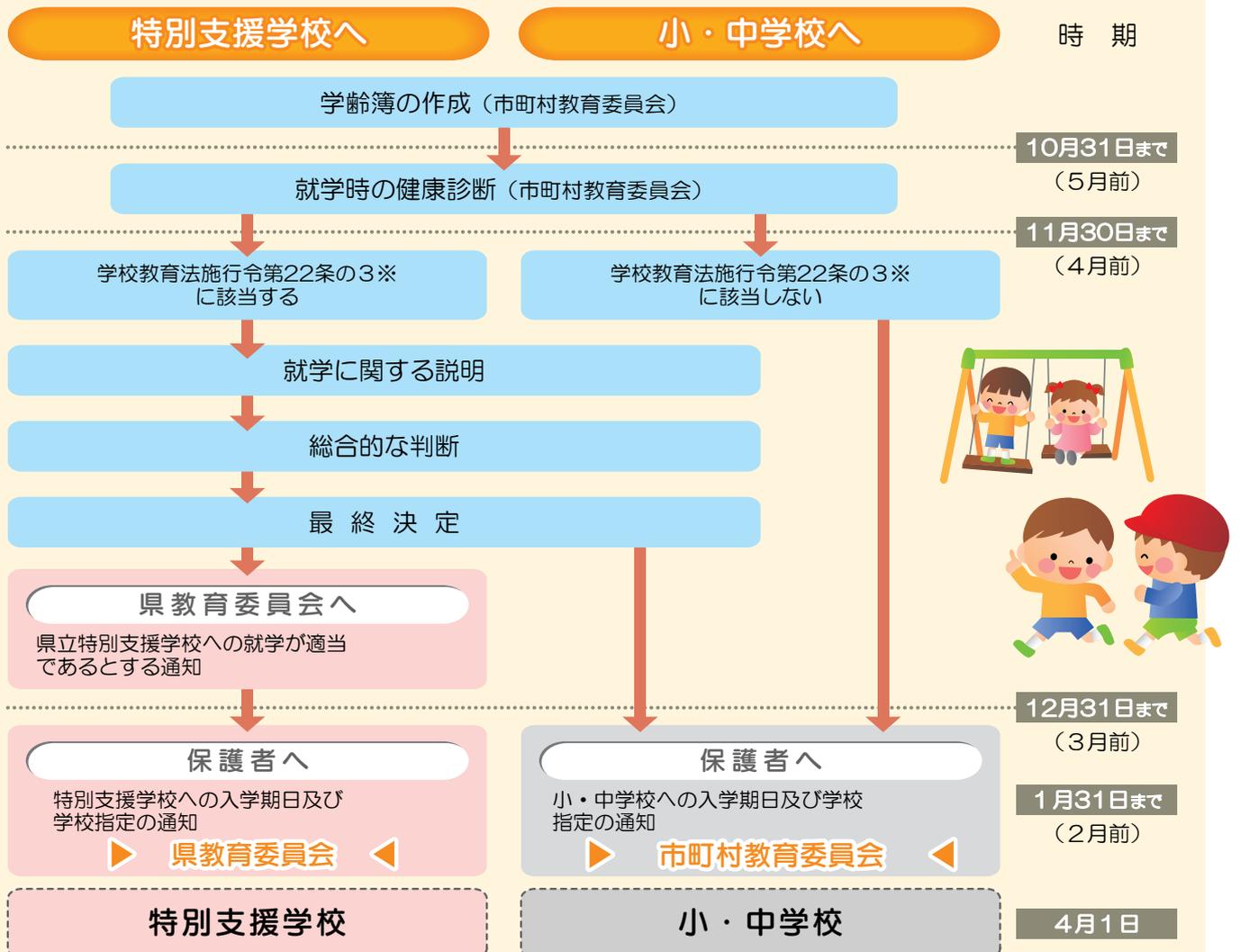
5 就学に当たって



障害のある子どもの就学については、市町村教育委員会等で就学相談を行っています。市町村教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学等の専門的知識のある方の意見を聴き、地域や学校の状況、支援すべき内容、本人の意見等を総合的に考慮し、適切な就学先を決定します。

適切な就学には、早期からの教育相談や学校見学等を行うことが大切です。

5-(1) 就学までの手続き



※特別支援学校で教育する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定されています。

5-(2) 学びの場の柔軟な見直し

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場が全て決まってしまうものではありません。子どもの発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、関係者は共通理解することが重要です。そのため、定期的に教育相談や個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて就学先を変更できるようにしていくことが必要です。

岡山県教育委員会では、保護者向け、教職員向けのリーフレットを作成し、就学についての情報をお知らせするとともに、適切な就学ができるよう働きかけています。



教職員用



保護者用

5-(3) 学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度とは

特別支援学校に就学できる障害の程度のことをいい、それぞれの障害ごとに次のように示されています。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	<ul style="list-style-type: none"> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

6 教育相談窓口



岡山県総合教育センター

加賀郡古備中央町吉川7545-11 TEL (0866) 56-9106 (教育支援部)
教育相談専用電話 TEL (0866) 56-9117

面接相談 (予約制) ……月・水・木・金曜日 … 9:00~12:00 13:00~17:00 火曜日 … 13:00~17:00
電話相談 ……月・水・木・金曜日 … 9:00~12:00 13:00~17:00 火曜日 … 13:00~17:00

特別支援学校

各特別支援学校において随時相談に応じるほか、学校公開、体験入学等も行っています。詳しくは、各学校へお問い合わせください。岡山県教育庁特別支援教育課ホームページにも各校の予定を掲載しています。

長期療養児教育サポート窓口

小児がんや難病の治療のために長期療養をしている児童生徒等への学習・復学支援の一環として開設された窓口です。

岡山県教育委員会 TEL (086) 226-7912

相談受付時間 ……祝日・休日を除く月曜日から金曜日まで 8:30~12:00、13:00~17:15

その他の主な相談機関

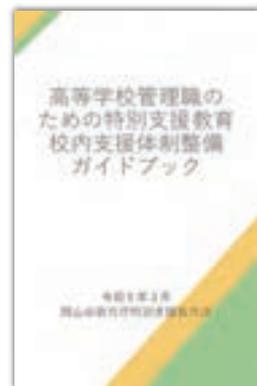
相談機関	所在地	電話	相談機関	所在地	電話
岡山県中央児童相談所	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア NPO会館(きらめきプラザ)内	(086) 235-4152	岡山県津山児童相談所	津山市山北288-1	(0868) 23-5131
岡山県倉敷児童相談所	倉敷市美和1-14-31	(086) 421-0991	岡山市 こども総合相談所	岡山市北区鹿田町1-1-1	(086) 803-2525
岡山県倉敷児童相談所 高梁分室	高梁市落合町近似286-1 備中県民局高梁地域事務所内	(0866) 21-2833	おかやま発達障害者 支援センター	岡山市北区祇園866	(086) 275-9277
岡山県倉敷児童相談所 高梁分室新見相談室	新見市高尾2400 備中県民局新見地域事務所内	(0865) 69-1680	おかやま発達障害者 支援センター-県北支所	津山市山下53	(0868) 22-1717
岡山県倉敷児童相談所 井笠相談室	笠岡市六番町2-5	(086) 236-0051	岡山市発達障害者 支援センター	岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	(086) 236-0051

7 指導・支援を充実するために



各学校園では、家庭・福祉・医療等関係機関との連携を図り、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための個別の教育支援計画や、児童生徒等一人一人の実態を把握・共有し、校内で適切な指導を行うための個別の指導計画の作成、活用を推進しています。

また、岡山県教育委員会では、ガイドブックやハンドブックを刊行し、特別支援教育の充実や教員の指導力向上に取り組んでいます。



【改訂版】通常学級の特別支援教育ガイド

病気療養児支援ガイドブック

高等学校管理職のための特別支援教育校内支援体制整備ガイドブック

8 合理的配慮について



「合理的配慮」とは障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うこと
- ②障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要**とされるもの
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

と定義されています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」から

上記の定義を踏まえ、本人・保護者と発達段階を考慮しつつ合意形成を図り、その内容や合意形成の過程を含めて**個別の教育支援計画等に明記**することが重要です。就学を決定する際にも、できる限り市町村教育委員会や就学する学校と合意形成を図ることが大切です。

パンフレット 共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法と合理的配慮」

平成28年3月 岡山県教育庁特別支援教育課編 から

Q

本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については、全て提供しなければなりませんか。



A

合理的配慮の提供にあたっては、過重な負担に当たると判断される場合は、提供できないこともあります。その場合は、引き続き、十分な情報提供を行うとともに、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていくことが重要です。

合意形成した内容は、個別の教育支援計画等に記入し、引継ぎを行ってください。

学校教育分野においては、障害のある方の意思の表明の有無に関わらず、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から、子どもの障害の状態等の把握に努めることが必要です。

障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされます。公立学校等においても、障害を理由とする差別を解消するための「合理的配慮」の提供が義務化されています。



共生社会の実現に向けた
「障害者差別解消法と合理的配慮」



9 岡山県の特別支援教育の現状

ア 特別支援学校の幼児児童生徒数（国立含む）

（令和5年5月1日現在）

		幼稚園	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
県立岡山盲学校	視覚障害	—	4	11	8	6	29
県立岡山聾学校	聴覚障害	5	19	17	10	—	51
県立岡山支援学校	肢体不自由	—	33	17	24	—	74
県立岡山西支援学校	知的障害	—	68	35	61	—	164
県立岡山東支援学校	肢体不自由	—	34	14	6	—	242
	知的障害	—	73	44	71	—	
県立岡山南支援学校	知的障害	—	89	49	115	—	253
県立岡山瀬戸高等支援学校	知的障害	—	—	—	113	—	113
県立倉敷まきび支援学校	知的障害	—	101	56	144	—	333
	肢体不自由	—	19	10	3	—	
県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障害	—	—	—	71	—	71
県立西備支援学校	知的障害	—	37	21	38	—	109
	肢体不自由	—	11	1	1	—	
岡山県健康の森学園支援学校	知的障害	—	18	11	32	—	61
県立東備支援学校	知的障害	—	53	24	48	—	125
県立早島支援学校	病弱	—	10	11	9	—	142
	肢体不自由	—	46	33	33	—	
県立誕生寺支援学校	知的障害	—	65	35	103	—	232
	肢体不自由	—	17	5	7	—	
県立計		5	697	394	897	6	1,999
倉敷市立倉敷支援学校	知的障害	—	100	61	100	—	261
岡山大学教育学部附属特別支援学校	知的障害	—	18	17	22	—	57
合計		5	815	472	1,019	6	2,317

イ 特別支援学級の設置状況及び児童生徒数

（令和5年5月1日現在）

特別支援学級	学校	小学校			中学校			合計		
		設置校数	学級数	児童数	設置校数	学級数	生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数
弱	視	1	1	2	1	1	2	2	2	4
難	聴	4	4	16	3	3	8	7	7	24
	知的障害	277	358	1,678	125	154	734	402	512	2,412
	肢体不自由	2	2	4	0	0	0	2	2	4
	病弱・身体虚弱	4	5	10	4	5	17	8	10	27
	自閉症・情緒障害	295	706	3,962	131	250	1,343	426	956	5,305
合計		※328	1,076	5,672	※136	413	2,104	※464	1,489	7,776

※設置校数合計については、1校に複数の障害種の学級を設置しているため、各区分の合計となっていない。

※義務教育学校（前期課程）を小学校に、義務教育学校（後期課程）を中学校に含める。

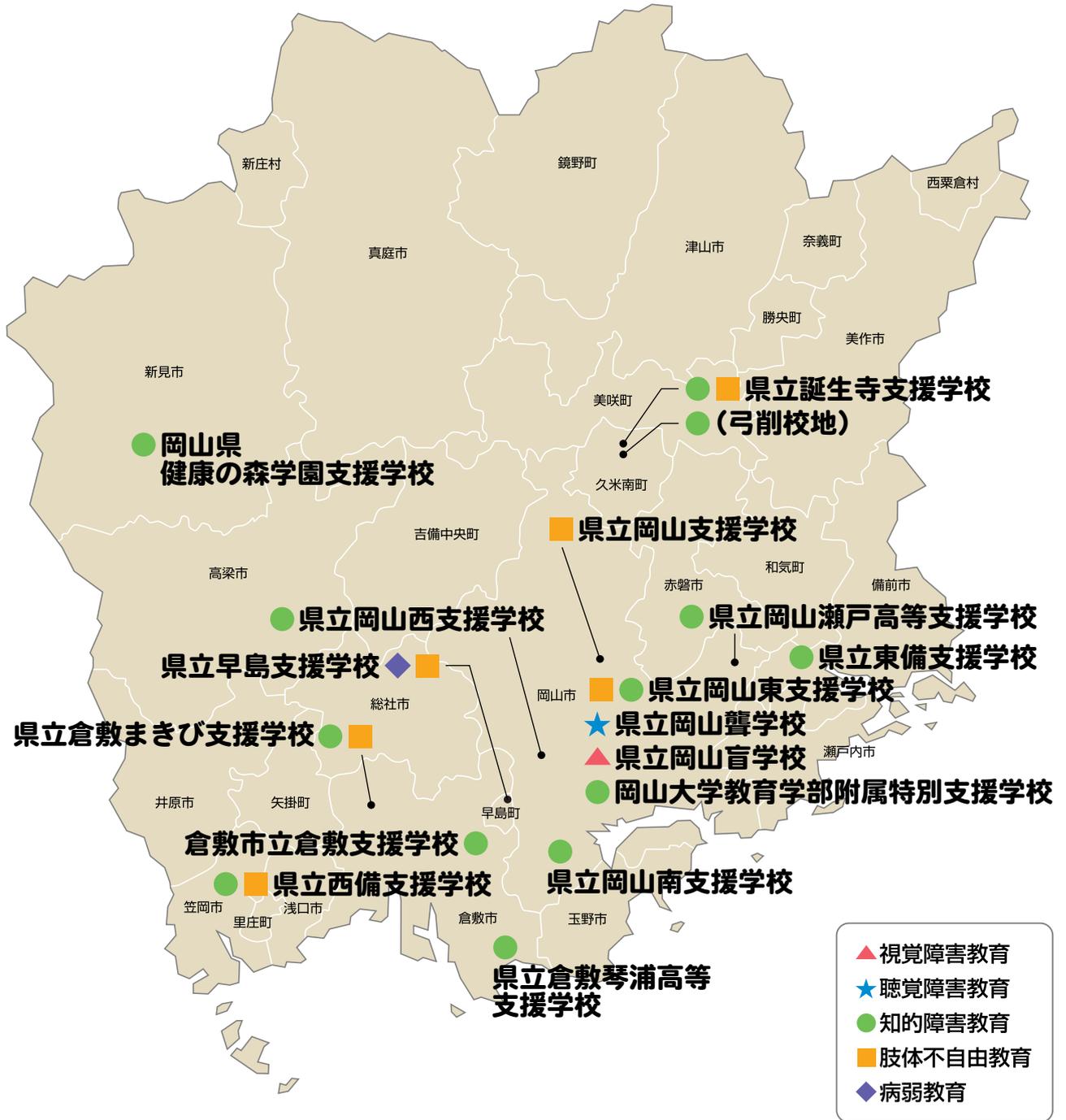
ウ 通級指導教室の状況及び児童生徒数

（令和5年5月1日現在）

	教室数	児童生徒数		合計	
		自校通級	他校通級		
小学校	言語障害	50	270	504	774
	情緒障害	89	643	840	1,483
	聴覚障害	1	0	10	10
	自閉障害	2	23	7	30
中学校	12	48	123	171	
高等学校	4	44	0	44	
合計	158	1,028	1,484	2,512	

※高等学校については、令和5年6月1日現在

10 岡山県内の特別支援学校の配置図



資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
 TEL (086) 226-7912 (直通) FAX (086) 224-0612
[<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>](https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/)



※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。